第百十四条の三第一項第二号	退職共済年金	旧職域加算退職給付
第百十四条の三第一項第三号	退職共済年金に係る併給調整年金	旧職域加算退職給付に係る併給調整年金
第百十四条の三第三項	受給権者及び加給年金額の対象者	受給権者
	第一項第一号及び第四号	第一項第一号
第百十四条の三の二第一項各号列記以外の部分	法	改正前国共済法
	退職共済年金	旧職域加算退職給付
第百十四条の三の二第一項第一号	法	改正前国共済法
	退職共済年金	旧職域加算退職給付
第百十四条の三の二第一項第三号	退職共済年金	旧職域加算退職給付
第百十四条の三の三第一項各号列記以外の部分	法	改正前国共済法
	退職共済年金	旧職域加算退職給付
第百十四条の三の三第一項第一号	法	改正前国共済法
第百十四条の三の三第一項第三号	退職共済年金	旧職域加算退職給付
第百十四条の三の三第三項	受給権者及び加給年金額の対象者	受給権者
	第一項第二号及び第四号	第一項第二号
第百十四条の五第三項	法附則第十二条の六の二第三項	平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項
	第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項	受給権者の氏名、生年月日及び住所、退職当時の所属機関の名称、旧職域加算退職給付の年金証書の記号番号、退職年月日その他必要な事項
第百十四条の五第四項	第二項各号に掲げる書類	組合員期間等証明書その他必要な書類

（改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前国共済規則の適用）

第十条　改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の十三（第一項第八号及び第九号並びに第二項第三号及び第四号を除く。）、第百十四条の十四、第百十四条の十五（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）、第百十四条の十六、第百十四条の十六の二（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）、第百十四条の十七、第百十四条の十八及び第百十四条の二十四（第一項第三号及び第四号を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条の十三第一項各号列記以外の部分	障害共済年金	旧職域加算障害給付
第百十四条の十三第一項第七号	法第七十四条第一項第二号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号。以下「平成二十六年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚年法」という。）第七十四条第一項第二号
	同じ。）	同じ。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第二号
	年月日	年月
第百十四条の十三第一項第十号	法第九十七条第一項（令和二年法律第四十号。以下「令和二年改正法」という。）附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の法第九十七条第一項	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第九十七条第一項（平成二十七年経過措置政令第二条第七号に規定する改正前国共済令（以下「改正前国共済令」という。）
第百十四条の十三第一項第十一号	法附則第十二条の十二第一項各号	平成二十七年経過措置政令第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項各号
第百十四条の十三第一項第十二号	預金通帳の記号番号	預金口座の口座番号
第百十四条の十三第二項第二号	二　障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書	二　医師の診断書
		二の二　この障害の原因となつた病気又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類
第百十四条の十三第二項第五号	五　補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、補償事由の発生年月日、補償の支給期間、補償の等級及び補償金額を記載した当該補償の実施機関の長の証明書	五　請求者について国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償に係る当該補償の同法第三条第一項に規定する実施機関の長の証明書 五の二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類